

平成24年4月13日

株式会社 ポジティブドリームパーソンズ
代表取締役 杉 元 崇 将 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野美絵 様



ご 連 絡

当協会からの平成23年11月9日付「申入書」及び、平成24年2月8日付「ご連絡」に対し、貴社からは、平成23年11月30日付、同年12月26日付並びに平成24年3月2日付でそれぞれ回答書をいただきました。

当協会が消費者契約法に定める不当条項に該当するものとして指摘した貴社の「ウェディングパーティご利用規約」につきましては、上記の貴社回答書と併せて新たに改訂された新規約をいただき、その内容を確認いたしました。

当協会の申入れにより、申込金の取り扱い等、旧規約から一定の是正が図られた点を評価し、貴社に対する申入れは、今回をもちまして一旦終結することといたします。しかしながら、当協会としては、なお検討、改善を下記の通り要望いたします。

また、当協会は、今後も貴社の消費者に対して交付する書面の内容や実際の運用が、法の趣旨に添った適正なものであるかについて、絶えず関心を持って注視し、違法・不当な運用があれば改めて是正の申入れ等を行いますので、その旨申し添えます。

なお、従前よりお知らせしております通り、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

記

上記で述べたように、貴社新規約において下記1の通りご検討を要望するとともに、下記2に依頼した資料の提供をお願いいたします。

1. 貴社は、取消料の料率について、当協会の申入れ後、原則として社団法人日本ブライダル事業振興協会の「結婚式・披露宴会場におけるモデル約款」（以下、「モデル約款」という。）に基づいた改訂を行っておられます。しかし、当協会としては、そもそもモデル約款の合理性の検証が必要であると考えております。つきましては、引き続き、より消費者に負担が少ない、公正妥当な料率の検討をされたく強く要望します。

2. 新規約6. お取消料の②③について、貴社の回答ではパッケージプランにおける料金よりも低額な金額で取消料が計算されるということでした。そこで、この点が具体的に確認できるような資料を必ずご提示ください。

以上

(本件に関する連絡先)

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
TEL:03-3448-9736
FAX:03-3448-9830